



# 佐賀県公報

平成16年  
3月10日  
(水曜日)  
第 12427号

(◎印は、県例規程に発効するもの)

## 目次

### 公 告

- 平成十六年度佐賀県製菓衛生師試験の実施 (生 産 衛 生 課) 一  
○希少野生動植物種を指定する案の縦覧 (農 林 課) 二  
○建築基準法に基づく公開による意見の聴取会 (建 築 住 宅 課) 三

### ○ 公 告

製菓衛生師法 (昭和41年法律第115号) 第4条の規定により、平成16年度佐賀県製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成16年3月10日

佐賀県知事 古 川 康

- 試験期日  
平成16年5月18日 (火)
- 試験場所  
佐賀市多布施二丁目7番44号  
佐賀調理製菓専門学校
- 試験科目及び時間  
(1) 集合時間  
午前9時30分  
(2) 試験時間  
午前10時から正午まで  
(3) 試験科目  
衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

#### (4) 試験科目の一部免除

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願うものについては、上記試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

#### 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において、一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したものの
- 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者 (学校教育法第47条に規定する者を除く。) であって、菓子製造業に従事した期間が3年を超えるもの
- 旧国民学校令 (昭和16年勅令第148号) による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校の2年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、2年以上菓子製造業に従事したものの
- 受験手続  
(1) 受付期間  
平成16年4月12日 (月) から4月26日 (月) まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。  
なお、郵送の場合は、4月26日の消印のあるものまで受け付けます。  
(2) 受付時間  
午前9時から午後5時まで  
(3) 提出先

ア 県内に住所を有する者にあつては、県内各保健所

イ 県外に住所を有する者にあつては、佐賀県厚生部生活衛生課又は県内各保健所

(4) 提出書類

ア 受験願書(所定の様式のもの)

イ 写真(出願前6月以内に上半身脱帽で正面を撮影した名刺版無台紙のもの)

ウ 受験資格の(1)に該当する者にあつては、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 受験資格の(2)に該当する者にあつては、学校教育法第47条に規定するものであることを証する書類(中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書)及び菓子製造業従事証明書

オ 受験資格の(3)又は(4)に該当する者にあつては、それぞれ受験資格を有することを証する書類

カ 試験科目の一部免除を願ひ出る者は、職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士であることを証する書類(技能検定合格証書の写し)

(5) 受験手数料

9,400円(佐賀県証紙を受験願書にはり付けて納入すること。)

なお、いったん納入した手数料は、申し込みを取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも返還しません。

(6) 受験願書用紙の交付場所

ア 佐賀県厚生部生活衛生課

(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

イ 県内各保健所衛生対策課

ウ 佐賀県菓子工業組合

6 その他

受験手続その他詳細については、県内最寄りの保健所又は佐賀県厚生部生

活衛生課(電話0952-25-7077)に問い合わせてください。

佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成14年佐賀県条例第48号)第54条第1項の規定により、希少野生動植物種の指定をしたいので、同条第3項の規定において準用する同条例第47条第4項の規定により、その案を次のとおり覧に供します。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該指定の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年3月10日

佐賀県知事 古川 康

1 指定しようとする希少野生動植物種の名称と指定しようとする理由

区分	希少野生動植物の名称		指定しようとする理由
	和名	科名	
植物	ハイビヤクシン	ヒノキ	本県内に生育する希少な野生植物種のうち、特に採取・伐採等の人為的な影響が大きく、個体数の減少が著しいことから、その種の保護を図るため。
	オキナグサ	キンポウゲ	
	ヒレフリカラマツ	バラ	
	ズミ	サクランボ	
	サワトランオ	ユリ	
	クロカミシライトソウ	ラン	
	チヨユリ		
	カンラン		
	クロカミラン		

甲 投 類	カブトガニ	カブトガニ	本県内に生息する希少な野生動物種のうち、特に開発工事等による影響が大きく、個体数の減少が著しいことから、その種の保護を図るため。
鳥 類	ナベヅル	ヅル	鹿児島県出水地区に集中して飛来越冬しており、その集団感染症による絶滅防止対策として、伊万里市長浜干拓への飛来生息を促し、分散化させることにより、種の保護を図るため。
	マナヅル		

2 縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

佐賀県環境生活局環境課及び佐賀県庁「佐賀元気ひろば」

(2) 縦覧期間

平成16年3月10日（水）から平成16年3月24日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(3) 縦覧時間

8時30分から17時15分まで

3 意見書の提出先及び記載事項

(1) 意見書の提出先

佐賀県環境生活局環境課  
郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号  
電話番号 0952 (25) 7080

(2) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である種の名称

ウ 意見内容及びその理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第11項ただし書の規定による建築許可の申請があつたので、同条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成16年3月10日

佐賀県知事 古 川 康

1 日 時

平成16年3月17日（水曜日） 午後7時から

2 場 所

大和町大字尼寺字一本松2716番地43 尼寺団地公民館

3 建築許可をしようとする建築物の建築計画

佐賀郡大和町大字一本松2685他 4筆の工業地域に病院を増築すること。

（建築物の概要）

(1) 延べ面積 4,917.81平方メートル

（増築面積50.63平方メートル）

(2) 構 造 鉄骨造

(3) 用 途 病院（渡り廊下）

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所  
発行定日 毎週月水金曜日  
印刷企画(株)